

利府町地域食堂事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 町は、住民主体の新しい地域コミュニティ創出の取り組みを支援するため、町内で活動する団体が行う地域食堂事業（年齢、性別、世代、障がいの有無等を問わず、地域住民が気軽に飲食を共にしながら、居場所づくりや世代間交流等を目的として行う交流事業をいう。以下同じ。）に要する経費について、当該団体に対し、予算の範囲内において利府町地域食堂事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、利府町補助金等交付規則（平成13年利府町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内において地域食堂事業を運営する団体であって、次の要件を満たすものとする。

- （1） 町内に住所を有する地域住民で組織する団体又は町内に主たる活動の拠点を有する団体であって、継続して地域食堂事業を運営する意思及び能力を有していること。
- （2） 組織の代表者が明確になっていること。
- （3） 営利目的とする団体でないこと。
- （4） 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
- （5） 利府町暴力団排除条例（平成24年利府町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等と関係を有する団体でないこと。

（交付対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、町内において実施する地域食堂事業のうち、次の要件を満たすものとする。

- （1） 1回の開催につき、地域食堂事業に参加する者（以下「参加者」という。）の食事を10食以上提供できること。
- （2） 食事の提供に当たっては、無償又は実費額程度の低料金であること。
- （3） 当該年度に3回以上定期的に開催し、1回当たりの開催時間は1時間以上であること。
- （4） 事前に保健所に相談し、助言や指導を受けるとともに、必要な届出等を行うこと。
- （5） 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

（交付対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、交付対象経費の合計額と別表第2に規定する補助金の上限額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は町長が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 団体の規約、会則、役員名簿その他これらに類するもの（これらに類する書類がない場合は団体概要書（様式第5号））
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合においては、様式第6号により町長の承認を受けること。ただし、補助事業等に要する経費の配分の変更が20%以内の増減である場合にあっては、この限りでない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、様式第7号により町長の承認を受けること。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の法令及びこれに基づく通知を遵守するとともに、食中毒、食物アレルギー等に配慮し、安心安全な事業運営に努めること。
- (4) 福祉的支援が必要な参加者に配慮し、必要に応じて各種関係機関と連携を図ること。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、様式第8号によるものとする。

2 規則第12条第2項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）

(3) 対象経費を支払ったことが分かる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費		詳細
報償費		事業に係る講師などの謝金等
需用費	消耗品費	
	燃料費	灯油等の費用
	食糧費	提供する食材費（弁当含む）等
	印刷製本費	事業の宣伝のためのチラシ等の印刷費
	光熱水費	電気代、ガス代、上下水道代
役務費	通信運搬費	郵便切手代、ハガキ代等
	保険料	地域食堂の開催に係る保険料
	手数料	運営スタッフの講習受講手数料、検便代
使用料及び賃借料		会場使用料等
備品購入費		地域食堂の運営に必要な備品
その他町長が活動を実施するに際し、適当と認める経費		

備考

- 1 事業の実施に要した金額を明確にできない場合は、補助対象外とする。
- 2 自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合には、使用料及び賃借料は、補助対象外とする。

別表第 2（第 5 条関係）

当該年度の開催回数	補助金の上限額
3 回以上の場合	5 0 , 0 0 0 円